

5 区 関 係 諸 規 程

(1) 区 長 以 下 代 決 規 程（平成12年3月31日達第41号）

区長以下代決規程（昭和39年名古屋市達第52号）の全部を改正する。

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、区長、区役所に属する部長（保健福祉センター所長及び区役所支所長並びに保健センター所長を含む。以下「部長」という。）、区役所に属する課長（区役所に属する担当課長、区役所支所に属する課長及び担当課長並びに保健センターに属する課長及び担当課長を含む。以下「課長」という。）並びに区役所及び区役所支所並びに保健センターに属する課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。

（令6達1・一部改正）

（区長等の責任）

第2条 前条の職員は、この規程の定めるところによりその権限に属せしめられた事項を法令、条例、規則その他の規程並びに予算の定めに従い、誠実に管理し、及び執行する責任を有する。

（区長等の代決権限事項）

第3条 区長、部長及び課長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。

2 課長補佐の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。

3 区長、部長及び課長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2のとおりとする。

4 部長及び課長は、区長（他区の区長を含む。）及び社会福祉事務所長の権限に属する事務の補助執行に関し別表第3に規定する事項について代決することができるものとする。

5 部長及び課長のうち別表第4に指定する者は、保健所長の権限に属する事務の補助執行に関し同表に規定する事項について代決することができる。

（令6達1・一部改正）

（臨時代決）

第4条 区長に事故があるときは、別表第1中区長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。区長の権限に属する事項についても同様とするものとする。

2 前項の場合において、部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、主管の課長が代決することができる。

3 部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、部長の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。

4 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、区長が代決し、又は決裁することができる。

5 課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。ただし、別に定めるところによりあらかじめ区長が課長補佐の職にある者を指名したときは、課長の代決権限事項について当該者が代決することができる。

6 課長補佐が欠けたとき又は課長補佐に事故があるときは、課長補佐の代決権限事項について、主管の部長又は課長が代決することができる。

7 第1項から第3項まで及び第5項ただし書の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。

（令4達20・令6達1一部改正）

（異例又は特に重要な事項の処理）

第5条 この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

附 則（略）

別表第1（区役所共通代決権限事項）

人事・服務関係

	区長	部長	課長
1	所属の労務職の職員の任免及び給与に関すること。 ただし、人事課長に合議し		職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の任免及び給与に関

	なければならない。		すること。ただし、臨時的任用職員の任用については、人事課長に合議しなければならない。(総務課長)
2	非常勤の特別職の職員の任免に関する事		
3		特別の職名を付する職に係る職員の任免に関する事。ただし、総務課長に合議しなければならない。	
4	会計年度任用職員の就業に関する定めに関する事		
5	所属員（部長及び課長を除く。）の秘密事項発表の許可に関する事		
6			名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項の規定による贈与等報告書の受理に関する事。 (総務課長)
7	区長及び所属員の名古屋市職員倫理規則第5条第1項第8号ただし書の規定による許可に関する事。ただし、区長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。		
8	部長の往復3日以上の旅 行命令（海外旅行に係るも	所属員の往復3日以上の旅 行命令（海外旅行に係る	

	のを除く。)に関する事	ものを除く。)に関する事	
9	区長の往復2日の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する事	部長及び所属員の往復2日の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する事	
10	区長の日帰りの旅行命令並びに区長の在勤地及び付近地の出張命令に関する事	部長及び所属員(課長に限る。)の日帰りの旅行命令並びに部長及び所属員(課長に限る。)の在勤地及び付近地の出張命令に関する事	所属員の日帰りの旅行命令並びに課長補佐(課長補佐のない場合は所属員)の在勤地及び付近地の出張命令に関する事
11		所属員(課長以上を除く。)の海外旅行に係る旅行命令に関する事	
12		名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関する事	
13	区長の週休日の振替命令に関する事	部長及び所属の課長の週休日の振替命令に関する事	所属員の週休日の振替命令に関する事
14	区長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事	部長及び所属の課長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事	所属員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事

		定に関する事	と。
15	区長の正規の勤務時間外の勤務命令に関する事	部長及び所属の課長の正規の勤務時間外の勤務命令に関する事	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関する事
16	区長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関する事	部長及び所属の課長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関する事	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関する事
17	所属員（会計年度任用職員を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに区長の部分休業の承認に関する事	部長及び所属の課長の部分休業の承認に関する事	所属員の部分休業の承認に関する事
18			会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認に関する事。（総務課長）
19	所属員（課長補佐以上を除く。）の配置決定に関する事。ただし、総務局長へ報告しなければならない		
20			職員に関する身分証明に関する事。（総務課長）
21			扶養親族の認定、住居手当の支給決定、通勤手当（これに相当する費用弁償を含む。）の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子

			ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（総務課長）
22			所属の労務職の職員（退職者を含む。）、臨時的任用職員（退職者を含む。）及び会計年度任用職員（退職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（総務課長）
23			区役所に属する職員（退職者を含む。）の名古屋市職員共済組合提出用の履歴証明に関すること。（総務課長）

財務関係

	区長	部長	課長
1	1件2億円以上の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件2億円未満の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件1,600万円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
2	1件7,200万円を超える公有財産の買入れの決定に関すること。	1件7,200万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。	1件600万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。

3	1件720万円を超える公有財産の売払いの決定に関する こと。	1件720万円以下の公有財産の売払いの決定に関する こと。	1件60万円以下の公有財産の売払いの決定に関する こと。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
4	1件2,200万円を超える物品の買入れの決定に関する こと。	1件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関する こと。	1件180万円以下の物品の買入れの決定に関する こと。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあっては、企画経理課長に合議しなければならない。
5	1件1,400万円を超える物品の売払いの決定に関する こと。	1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関する こと。	1件120万円以下の物品の売払いの決定に関する こと。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
6	高価なものの評価額が1,400万円を超える財産の交換の決定に関する こと。	高価なものの評価額が1,400万円以下の財産の交換の決定に関する こと。	高価なものの評価額が120万円以下の財産の交換の決定に関する こと。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
7	1件の評価額が360万円を超える財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関する こと。	1件の評価額が360万円以下の財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関する こと。	
8		財産の無償の借入れの決定に関する こと。	
9	寄附の受納の決定に関する こと。ただし、区政課長（負担付きの寄附にあっては、スポーツ市民局長）に	1件360万円以下の寄附の受納（負担付きの寄附を除く。）の決定に関する こと。ただし、重要物品にあ	

	合議しなければならない。	っては、区政課長に合議しなければならない。	
10	賃借料の年額又は総額が1,400万円を超える財産の借入れの決定に関する事 と。	賃借料の年額又は総額が1,400万円以下の財産の借入れの決定に関する事 と。	賃借料の年額又は総額が120万円以下の財産の借入れの決定に関する事。 ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
11	賃貸料の年額又は総額が720万円を超える財産の貸与の決定に関する事。ただし、区政課長に合議しなければならない。	賃貸料の年額又は総額が720万円以下の財産の貸与の決定に関する事。ただし、区政課長に合議しなければならない。	
12	1件2,200万円を超える印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。	1件2,200万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。	1件180万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
13	1件2,200万円を超える委託及び受託の決定に関する事。	1件2,200万円以下の委託及び受託の決定に関する事。	1件180万円以下の委託及び受託の決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
14	1件1億1,000万円を超える補償の決定に関する事と。	1件1億1,000万円以下の補償の決定に関する事と。	1件900万円以下の補償の決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
15	1件900万円を超える補助	1件900万円以下の補助	1件80万円以下の補助金

	金及び負担金の支出決定に関すること。	金及び負担金の支出決定に関すること。	及び負担金の支出決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
16		1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関すること。ただし、地域振興部長に合議しなければならない。	
17			臨時的任用職員及び非常勤の職員の給与その他の給付（旅費を除く。）の支出決定に関すること。 (総務課長)
18			旅費の支出決定に関すること。
19			電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。
20	1件360万円を超える経費の支出決定に関すること。	1件360万円以下の経費の支出決定に関すること。	1件30万円以下の経費の支出決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
21		契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、執行の決定について企画経理課長

			の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
22		契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること（金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。）。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
23		契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
24			契約の履行上における意思決定に関すること。
25			契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
26		契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関する	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関する

		ること。	ること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
27			名古屋市予算規則第11条の2の規定による歳出予算流用の決定に関すること。（企画経理課長）
28	前渡金受領者の指定に関すること。	前渡金受領者の指定に関すること。ただし、課長又は課長補佐を指定する場合に限る。	
29	会計監督に関すること。		
30		歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関すること。	
31		不納欠損処分の決定に関すること。	不納欠損処分の決定通知に関すること。
32			調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。
33			支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。（企画経理課長）
34			資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に関すること。（企画経理課長）

35			資金前渡及び概算払の精算に関すること。
36			歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。（企画経理課長）

事業執行関係

	区長	部長	課長
1	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	比較的重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	定例又は軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。
2			保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
3		重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。
4			定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
5		聴聞の実施に関すること。	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。
6	事務事業の中長期の計画の決定に関すること。	事務事業の実施計画の決定に関すること。	事務事業の実施細目に係る決定に関すること。
7	公有財産に係る用途決定、用途変更及び用途廃止並びに管理換えに関するこ		

	と。ただし、スポーツ市民局長及び財政局長に合議しなければならない。		
8	所管施設の自家用電気工作物についての保安規程の制定改廃に関する事		
9		公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関する事	公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関する事
10			既発行証書類の再交付又は書換交付に関する事
11			市外電話の使用承認に関する事。ただし、総務課長へ通知しなければならない。
12			公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関する事
13			市民呼び出しに関する事
14	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる比較的重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関する事

別表第 1 の 2（課長補佐の共通代決権限事項）

（令 6 達 1 ・ 一部改正）

課長補佐	所属員の在勤地及び付近地の出張命令に関する事
------	------------------------

別表第 2（個別代決権限事項）

（令 2 達 26 ・ 令 2 達 49 ・ 令 3 達 25 ・ 令 3 達 40 ・ 令 4 達 20 ・ 令 5 達 35 ・ 令 6 達

1・一部改正)

区長	1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支出決定に関すること。
保健福祉センター所長	1	大気汚染防止法第15条第1項、第15条の2第1項及び第18条の34第1項による勧告に関すること。
	2	水質汚濁防止法第13条の4による勧告に関すること。
	3	騒音規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	4	振動規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	5	悪臭防止法第8条第1項による勧告に関すること。
	6	公害健康被害の補償等に関する法律による申請、請求及び届出の受理に関すること。
	7	公害健康被害の補償等に関する法律による公害医療手帳の交付決定に関すること。
	8	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第33条、第35条第1項、第36条第2項、第38条第1項、第44条第1項、第76条、第84条及び第125条による勧告並びに第38条第2項による命令に関すること。
	9	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第126条第1項（第33条、第36条第2項、第76条、第84条及び第125条による勧告に従わない場合に限る。）及び第2項（第38条第2項による命令を行う場合に限る。）による氏名等の公表に関すること。
	10	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例第5条第2項による助成期間の延長に関すること。
	11	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例による医療手帳の交付決定に関すること。
保健センター所長	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（結核に係るものに限る。）及び第37条の2（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること。
	2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31

		条第1項、第36条及び第50条の規定による水の使用若しくは給水の制限又は禁止に係る事務に関すること。
	3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条及び第50条（第31条第1項による措置に係るものに限る。）の規定による質問又は調査に関すること。
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条による費用の徴収に関すること。
総務課長	1	掲示の決定に関すること。
地域力推進課長	1	空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項による指導に関すること。
	2	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項による助言及び指導に関すること。
市民課長	1	個人番号カードの交付に関すること。
	2	電子証明書の提供に関すること。
民生子ども課長	1	民生委員及び児童委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。
	2	名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例による奨学金の貸与（給付を含む。）、返還、返還債務の免除、返還の猶予及び支出に係る決定に関すること。
	3	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出に係る決定に関すること。
	4	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条（附則第6条において例による場合を含む。）による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	5	名古屋市寡夫福祉資金条例第3条による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、子の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	6	名古屋市児童福祉施設条例第1条第2項による入所資格の認定に

		関すること。
	7	児童手当及び子ども手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理に関すること（所管に係るものに限る。）。
	8	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例（平成22年名古屋市条例第35号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例（平成16年名古屋市条例第36号）による子育て支援手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
	9	生活保護法による保護費（保護施設事務費及び委託事務費を含む。）の支出決定に関すること。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
福祉課長	1	重度障害者（児）給付金の支出決定に関すること。
	2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
	3	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関すること。
	4	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関すること。
	5	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第18条第1項から第4項までによる届出の受理に関すること。
保険年金課長	1	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金（医療担当者等へ支払うものを除く。）の支出決定に関すること。
	2	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関すること。
	3	福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関すること。
保健管理課長	1	保健環境委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。

及び健康安全課長		
環境薬務課長	1	住宅宿泊事業法第17条及び第45条による報告の請求、立入検査及び質問に関すること。
	2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項、第7条第4項ただし書、第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項、第28条第4項ただし書、第39条第1項及び第39条の2第2項ただし書による許可に関すること。
	3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項、第12条第4項、第13条第4項、第24条第2項及び第39条第6項による許可の更新に関すること。
	4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条（第38条第1項並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第14条第16項、第14条の9第1項及び第2項、第19条並びに第39条の3第1項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13による届出の受理に関すること。
	5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項による承認に関すること。
	6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項による変更の承認に関すること。
	7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の11による報告の受理に関すること。
	8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項、第2項、第4項及び第6項による報告の請求、立入検査及び収去に関すること。
	9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第79条第1項による許可又は承認についての条件等の付与及び変更に関すること。
	10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の2、第4条第1項、第11条第1項及び第44条によ

	る許可証の交付に関すること。
11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項、第5条第1項、第12条第1項及び第45条第1項による書換え交付に関すること。
12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項、第6条第1項、第13条第1項及び第46条第1項による再交付に関すること。
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第3項、第2条の5、第6条第4項、第7条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第46条第3項及び第47条による返納の受理に関すること。
14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の6、第8条第1項、第15条第1項及び第48条による許可台帳への記載に関すること。
15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第19条第1項による承認台帳への記載に関すること。
16	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条による品目の変更又は追加の申請の受理に関すること。
17	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 18の項第1号から第6号までに掲げる法及び令に基づく事務に関すること。
18	毒物及び劇物取締法第4条第1項による販売業の登録に関すること。
19	毒物及び劇物取締法第4条第3項による登録の更新に関すること。
20	毒物及び劇物取締法第7条第3項による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
21	毒物及び劇物取締法第10条第1項及び第21条第1項による届出の受理に関すること。

	22	毒物及び劇物取締法施行令第33条による登録票の交付に関する こと。
	23	毒物及び劇物取締法施行令第35条による書換え交付に関するこ と。
	24	毒物及び劇物取締法施行令第36条による再交付に関すること。
	25	毒物及び劇物取締法施行令第36条第3項及び第36条の2第1項に よる返納の受理に関すること。
	26	毒物及び劇物取締法施行令第36条の3による名簿への記載に関 すること。
公害対策課長	1	大気汚染防止法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条 (第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項にお いて準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の13第2項、 第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を 含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、 第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第 3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28 第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項による届出の受 理に関すること。
	2	大気汚染防止法第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第 1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。) による 期間の短縮の決定に関すること。
	3	大気汚染防止法第18条の15第6項による報告の受理に関するこ と。
	4	大気汚染防止法第26条第1項による報告の徴収及び立入検査に 関すること。
	5	大気汚染防止法第27条第2項及び第4項による通知の受理に関す ること。
	6	水質汚濁防止法第5条から第7条まで、第10条、第11条第3項、第 14条第3項及び第14条の2第1項から第3項までによる届出の受理に 関すること。
	7	水質汚濁防止法第9条第2項による期間の短縮の決定に関するこ

	と。
8	水質汚濁防止法第22条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
9	水質汚濁防止法第22条第2項による報告の徴収に関すること。
10	水質汚濁防止法第23条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
11	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項による届出の受理に関すること。
12	ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項による期間の短縮の決定に関すること。
13	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項による報告の受理に関すること。
14	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
15	ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
16	騒音規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
17	騒音規制法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
18	騒音規制法第21条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
19	振動規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
20	振動規制法第17条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
21	振動規制法第18条第2項及び第4項による通知の受理に関するこ

	と。
22	悪臭防止法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関する こと。
23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項 (第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合 を含む。)及び第6条の2第2項による届出の受理に関すること。
24	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1 項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
25	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同 条例別表第4 9の項、11の項及び13の項に掲げる県民の生活環境 の保全等に関する条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基 づく事務に関すること(同条例第10条、第19条第1項、第20条第1 項、第24条第2項、第31条及び第34条第1項による命令並びに同条 例第102条第1項による氏名等の公表に関するものを除く。)
26	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第 1項、第18条第1項、第64条第1項及び第66条第1項による許可に関 すること。
27	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第 5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)、第17条第1 項、第19条(第34条において準用する場合を含む。)、第20条第3 項(第34条又は第68条(第75条において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第31条第1項、 第32条第1項、第37条第1項及び第2項、第65条第1項、第67条、第 72条第1項、第73条、第74条、第80条第1項、附則第5条第1項並び に附則第6条第1項による届出の受理に関すること。
28	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第 6項(第18条第2項において準用する場合を含む。))による認定に 関すること。
29	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第23条第 2項及び第127条第1項による報告の徴収並びに同条第2項による検 査及び質問に関すること。

	30	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第71条第1項及び第2項、第75条の2並びに第81条による報告の受理に関すること。
区民生活課長	1	掲示の決定に関すること。
	2	個人番号カードの交付に関すること。
	3	電子証明書の提供に関すること。
区民福祉課長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条（附則第6条において例による場合を含む。）による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	2	児童手当及び子ども手当の届出等の受理に関すること（所管に係るものに限る。）。
	3	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例（平成22年名古屋市条例第35号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例（平成16年名古屋市条例第36号）による子育て支援手当の届出等の受理に関すること。
	4	生活保護法による保護費（保護施設事務費及び委託事務費を含む。）の支出決定に関すること。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
	5	重度障害者（児）給付金の支出決定に関すること。
	6	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
	7	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関すること。
	8	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関すること。
	9	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第18条第1項から第4項ま

		でによる届出の受理に関すること。
	10	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金（医療担当者等へ支払うものを除く。）の支出決定に関すること。
	11	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関すること。
	12	福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関すること。

別表第3（区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項）

（令2達26・令2達49・令3達25・令6達1・一部改正）

部長	1	契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。
	2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。
	3	不納欠損処分に関すること。
区政部長	1	使用料の年額又は総額が720万円以下の行政財産の使用許可（無償又は減額によるものを除く。）に関すること。
	2	1件の評価額が360万円以下の行政財産の無償又は減額による使用許可に関すること。
福祉部長	1	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第5項による保護の決定、停止及び廃止に関すること。
	2	生活保護法第62条第3項による保護の停止及び廃止に関すること。
	3	生活保護法第78条による費用等の徴収に係る決定に関すること。
	4	生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
	5	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
	6	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関すること。

7	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
8	児童福祉法第24条の4による入所給付決定の取消しに関すること。
9	児童福祉法第24条の5による障害児入所給付費の額の特例の適用の決定に関すること。
10	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関すること。
11	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関すること。
12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消しに関すること。
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消しに関すること。
16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出に関すること。
17	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関すること。
18	介護保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更、一時差止、滞納保険料額の保険給付からの控除及び保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関すること。
19	介護保険の第2号被保険者に係る保険給付の一時差止に関すること。
20	介護保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免及び滞納処分に関すること。
21	介護保険に係る審査請求の弁明書の提出に関すること（健康福祉局において行った処分に係るものを除く。）。

	22	国民健康保険に係る保険給付の一時差止、滞納保険料の控除に関する こと。
	23	国民健康保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免（所得 激減、事業の休廃止、災害及び給付制限に限る。）及び滞納処分 に関すること。
	24	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る繰上徴収及び滞納処分 に関すること。
支所長	1	繰上徴収に関すること。
	2	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第5項による保護 の決定、停止及び廃止に関すること。
	3	生活保護法第62条第3項による保護の停止及び廃止に関するこ と。
	4	生活保護法第78条による費用等の徴収に係る決定に関するこ と。
	5	生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
	6	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
	7	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関する こと。
	8	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特 例の適用の決定に関すること。
	9	児童福祉法第24条の4による入所給付決定の取消しに関するこ と。
	10	児童福祉法第24条の5による障害児入所給費の額の特例の適用 の決定に関すること。
	11	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関す ること。
	12	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関すること。
	13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条による支給決定の取消しに関すること。
	14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

		第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関する こと。
	15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関する こと。
	16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条による支給認定の取消しに関すること。
	17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に係る審査請求の弁明書の提出に関すること。
	18	国民健康保険料に係る減免（所得激減、事業の休廃止、災害及び 給付制限に限る。）に関すること。
	19	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関すること。
	20	介護保険料に係る減免に関すること。
課長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予 定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関する こと。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要する ものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
	1の2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関するこ と（金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額 が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。）。ただし、執行 の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企 画経理課長に合議しなければならない。
	1の3	調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関す ること。
	1の4	資金前渡及び概算払の精算に関すること。
	2	物品の受払通知に関すること。
	3	物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関すること。ただし、 備品については企画経理課長に合議しなければならない。
	4	使用中の物品の点検に関すること。
	5	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答 等に関すること。

	6	諸証明、閲覧及び奥書証印に関すること。
	7	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。
総務課長	1	区役所講堂の使用許可に関すること。
	2	自動車の臨時運行の許可に関すること。
	3	掲示の決定に関すること。
	4	国有農地に係る対価の徴収に関すること。（担当課長（農政）を設置する区の総務課長を除く。）
担当課長（農政）	1	国有農地に係る対価の徴収に関すること。
企画経理課長	1	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の使用許可（無償又は減額によるものを除く。）に関すること。
	2	支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。
	3	資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に関すること。
	4	歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。
地域力推進課長	1	安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付（安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。）に関すること。
	2	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条第2項による勧告に関すること。
市民課長	1	戸籍（除かれた戸籍を含む。）の謄本及び抄本の交付に関すること。
	2	戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載した事項に関する証明に関すること。
	3	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関すること。
	4	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関すること。
	5	住民基本台帳の閲覧並びに住民票（削除されたものを含む。）及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。

	6	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関する こと。
	7	個人番号の指定及び通知に関すること。
	8	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関す ること。
	9	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関する こと。
	10	特別永住者証明書の交付及び返納の受理に関すること。
	11	転出証明書の交付決定に関すること。
	12	埋火葬許可証の交付決定に関すること。
	13	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関すること。
	14	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関 すること。
	15	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関する こと。
	16	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関すること。
民生子ども課 長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号による母子家庭自 立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓 練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する 同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同 法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号によ る父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給決定に関すること (支出決定に関することを除く。)
	2	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の5(同令第6条の 17の7において読み替えて準用する場合を含む。)による教育訓練 講座の指定に関すること。
	3	子ども・子育て支援法第20条による教育・保育給付認定及び第 30条の5による施設等利用給付認定に関すること。
	4	子ども・子育て支援法第23条による教育・保育給付認定の変更 及び第30条の8による施設等利用給付認定の変更に関すること。

5	子ども・子育て支援法第24条による教育・保育給付認定の取消し及び第30条の9による施設等利用給付認定の取消しに関する こと。
6	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号による支給認定教育・ 保育等に要する費用に係る利用者負担額等の決定に関する こと。
7	子ども・子育て支援法第29条第3項第2号による満3歳未満保育認 定地域型保育等に要する費用に係る利用者負担額等の決定に関す ること。
8	子ども・子育て支援法附則第6条第4項による特定保育所におけ る保育を行うことに係る利用者負担額等の決定及び徴収に関する こと。
9	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護 の実施に関すること。
10	児童福祉法第24条による保育の利用に関すること。
11	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関すること。
12	児童福祉法第56条による費用の徴収（第22条による助産の実施 及び第27条による乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び 児童自立支援施設への入所措置に係るものに限る。）に関するこ と。
13	児童福祉法第56条第2項による費用の額の決定及び徴収に関す ること。
14	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の児童福祉法 第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の徴収に 関すること。
15	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及 び届出等の受理に関すること。
16	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制 限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
17	生活保護法第24条第8項による通知に関すること。

18	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に 関すること。
19	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関すること。
20	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関すること。
21	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に 関すること。
22	生活保護法第28条第2項による報告の請求に関すること。
23	生活保護法第28条第5項による保護の変更に関すること。
24	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求 に 関すること。
25	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に 関すること。
26	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
27	生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に 関すること。
28	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に 関すること。
29	生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
30	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項に よる 弁明の機会の付与に関すること。
31	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還 及び 徴収に係る決定に関すること。
32	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関すること。
33	生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
34	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決 定に 関すること。
35	生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
36	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関すること。
37	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
38	所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号による手数料の免

		除に關すること。（福祉課の主管に係るものを除く。）
担当課長（生活保護）	1	生活保護法第24条第8項による通知に關すること。
	2	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に關すること。
	3	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に關すること。
	4	生活保護法第27条の2による相談及び助言に關すること。
	5	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に關すること。
	6	生活保護法第28条第2項による報告の請求に關すること。
	7	生活保護法第28条第5項による保護の変更に關すること。
	8	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求に關すること。
	9	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に關すること。
	10	生活保護法第48条第4項による届出の受理に關すること。
	11	生活保護法第55条の6による報告の請求に關すること。
	12	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に關すること。
	13	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還及び徴収に係る決定に關すること。
	14	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に關すること。
	15	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決定に關すること。
	16	生活保護法第80条による返還の免除に關すること。
	17	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に關すること。
福祉課長	1	老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に關すること。
	2	老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に關すること。
	3	老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に關すること。
	4	老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に關するこ

	と。
5	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関する事。
6	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理に関する事。
7	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更に関する事。
8	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給に関する事。
9	児童福祉法第21条の5の29による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
10	児童福祉法第21条の6による措置に関する事。
11	児童福祉法第24条の3（同条第8項、第10項及び第11項を除く。）による障害児入所給付費の支給の手續に関する事。
12	児童福祉法第24条の6による高額障害児入所給付費の支給に関する事。
13	児童福祉法第24条の7による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
14	児童福祉法第24条の20による障害児入所医療費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
15	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
16	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
17	児童福祉法第56条による費用の徴収（第27条による障害児入所施設への入所措置並びに指定発達支援医療機関への入院措置に係るものに限る。）に関する事。
18	身体障害者福祉法第18条による措置に関する事。
19	身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定に関する事。

	ること。
20	知的障害者福祉法第15条の4及び第16条による措置に関する こと。
21	知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定に関す ること。
22	知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関す ること。
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決 定等に関すること。
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関 すること。
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第21条による障害支援区分の認定に関すること。
26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条による支給決定の変更に関すること。
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関す ること。
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条による特定障害者特別給付費の支給に関すること（支出決 定に関することを除く。）。
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談 支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。

32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関すること。
35	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更に関すること。
36	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給に関すること。
38	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
39	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給に関すること（登録事業者に対する支出決定に関するものを除く。）。
40	その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務処理上の軽易な意思決定に関すること。
41	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関すること。
42	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関すること。
43	介護保険に係る要介護認定等に関すること。
44	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関すること。

	45	介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付決定に関する事
	46	介護保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事
	47	介護保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事
	48	介護保険の事務処理上の軽易な事項に係る意思決定に関する事
	49	福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号による手数料の免除に関する事
保険年金課長	1	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は被保険者資格証明書の交付決定に関する事
	2	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事
	3	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事
	4	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事
	5	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事
	6	国民健康保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事
	7	国民健康保険料の減額賦課に関する事
	8	国民健康保険料その他徴収金に係る減免（所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。）に関する事
	9	国民健康保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事
	10	国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に係る申請、請求及び届出の受理に関する事
	11	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事

	12	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する こと。
	13	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出 の受付に関すること。
	14	後期高齢者医療被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の引 渡し及び返還の受付に関すること。
	15	国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の事務処理上の軽易 な事項に係る意思決定に関すること。
保健予防課長	1	母子保健法第16条第1項による母子健康手帳の交付決定に関する こと。
区民生活課長	1	区役所支所講堂の使用許可に関すること。
	2	戸籍（除かれた戸籍を含む。）の謄本及び抄本の交付に関するこ と。
	3	戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載した事項に関する証明に関 すること。
	4	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関すること。
	5	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関すること。
	6	住民基本台帳の閲覧並びに住民票（削除されたものを含む。）及 び戸籍の附票の写しの交付に関すること。
	7	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関する こと。
	8	個人番号の指定及び通知に関すること。
	9	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関す ること。
	10	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関する こと。
	11	特別永住者証明書の交付及び返納の受理に関すること。
	12	転出証明書の交付決定に関すること。
	13	埋火葬許可証の交付決定に関すること。
	14	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関すること。

	15	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関する こと。
	16	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関する こと。
	17	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関する こと。
	18	国有農地に係る対価の徴収に関する こと（港区役所南陽支所区民生活課長を除く。）。
区民福祉課長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号による母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号による父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給決定に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
	2	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の5（同令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）による教育訓練講座の指定に関する こと。
	3	子ども・子育て支援法第20条による教育・保育給付認定及び第30条の5による施設等利用給付認定の申請等の受理に関する こと。
	4	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関する こと。
	5	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理に関する こと。
	6	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更に関する こと。
	7	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給に関する こと。
	8	児童福祉法第21条の5の29による肢体不自由児通所医療費の支給に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
	9	児童福祉法第21条の6による措置に関する こと。

10	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護の実施に関すること。
11	児童福祉法第24条による保育の利用に関すること。
12	児童福祉法第24条の3（同条第8項、第10項及び第11項を除く。）による障害児入所給付費の支給の手續に関すること。
13	児童福祉法第24条の6による高額障害児入所給付費の支給に関すること。
14	児童福祉法第24条の7による特定入所障害児食費等給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
15	児童福祉法第24条の20による障害児入所医療費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
16	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
17	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
18	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関すること。
19	児童福祉法第56条による費用の徴収（第22条による助産の実施及び第27条による乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設への入所措置並びに指定発達支援医療機関への入院措置に係るものに限る。）に関すること。
20	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
21	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
22	生活保護法第24条第8項による通知に関すること。
23	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に 関すること。
24	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関すること。
25	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関すること。

26	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に関すること。
27	生活保護法第28条第2項による報告の請求に関すること。
28	生活保護法第28条第5項による保護の変更に関すること。
29	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求に関すること。
30	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に関すること。
31	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
32	生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に関すること。
33	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
34	生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
35	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に関すること。
36	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還及び徴収に係る決定に関すること。
37	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関すること。
38	生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
39	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決定に関すること。
40	生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
41	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関すること。
42	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
43	老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関すること。
44	老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関すること。
45	老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関すること。
46	老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関するこ

	と。
47	身体障害者福祉法第18条による措置に関すること。
48	身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定に関すること。
49	知的障害者福祉法第15条の4及び第16条による措置に関すること。
50	知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定に関すること。
51	知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関すること。
52	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等に関すること。
53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関すること。
54	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定に関すること。
55	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更に関すること。
56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関すること。
57	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
58	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。
59	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談

	支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。
60	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。
61	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
62	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
63	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関すること。
64	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更に関すること。
65	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給に関すること。
67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
68	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給に関すること（登録事業者に対する支出決定に関するものを除く。）。
69	その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務処理上の軽易な意思決定に関すること。
70	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関すること。
71	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関すること。

72	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
73	介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付決定に関する事。
74	介護保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
75	国民健康保険料に係る納入通知書その他これに類する文書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。
76	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証の交付決定に関する事。
77	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
78	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事。
79	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事。
80	国民健康保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
81	国民健康保険料に係る還付の決定(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
82	国民健康保険料の減額賦課(申請によるものに限る。)に関する事。
83	国民健康保険料に係る減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。)に関する事。
84	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事。
85	後期高齢者医療保険料に係る納付書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。
86	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事。

	87	後期高齢者医療被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する こと。
	88	区民福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号によ る手数料の免除に関すること。

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

（令2達26・令3達25・令3達36・令5達19・令5達35・令6達1・令6達
46・一部改正）

保健センター 所長	1	比較的重要な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関す ること。
	2	比較的重要な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質 問等の実施に係る重要な事項の決定に関すること。
	4	死体解剖保存法第2条第1項及び第9条による許可に関すること。
	5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 10条第1項による臨検検査に関すること。
	6	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 11条第2項による改善命令又は措置命令に関すること。
	7	柔道整復師法第22条による改善命令又は措置命令に関するこ と。
	8	食品衛生法第26条第1項（第68条第1項において準用する場合を 含む。）による検査命令に関すること。
	9	食品衛生法第28条（第68条第1項及び第3項において準用する場 合を含む。）による臨検検査に関すること（と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。）。
	10	食品衛生法第30条第2項（第68条第1項及び第3項において準用す る場合を含む。）による監視又は指導に関すること（と畜場、名 古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。）。
	11	食品衛生法第55条（第68条第1項において準用する場合を含む。） による営業の許可に関すること。
	12	食品衛生法第59条（第68条第1項及び第3項において準用する場

	合を含む。)による行政処分に関すること(と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。)
13	食品衛生法第60条第1項及び第61条(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)による行政処分に関すること。
14	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 38の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること。
15	食品表示法第6条第1項及び第3項による指示並びに同条第5項及び第8項による命令に関すること(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに限る。)
16	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項による適合施設の認定に関すること。
17	公衆浴場法第2条による経営の許可に関すること。
18	公衆浴場法第4条ただし書による営業者に対する患者の入浴の許可に関すること。
19	興行場法第2条による経営の許可に関すること。
20	旅館業法第3条による経営の許可に関すること。
21	旅館業法第3条の2及び第3条の3による承認に関すること。
22	旅館業法第7条の2による措置命令に関すること。
23	理容師法第10条による業務停止に関すること。
24	理容師法第11条の2による検査及び確認に関すること。
25	名古屋市理容師法施行条例第4条第3号による承認に関すること。
26	美容師法第10条による業務停止に関すること。
27	美容師法第12条による検査及び確認に関すること。
28	名古屋市美容師法施行条例第4条第3号による承認に関すること。
29	クリーニング業法第5条の2による検査及び確認に関すること。

30	クリーニング業法第9条による業務停止に関する事。
31	クリーニング業法第10条の2による措置命令に関する事。
32	温泉法第15条第1項による許可に関する事。
33	温泉法第15条第4項において準用する同法第4条第3項による許可の条件の付加及びこれの変更に関する事。
34	温泉法第16条第1項及び第17条第1項による承認に関する事。
35	温泉法第18条第5項による掲示内容の変更命令に関する事。
36	水道法第32条及び第33条による確認に関する事。
37	水道法第36条による改善の指示、勧告及び措置の指示に関する事。
38	水道法第37条による給水停止命令に関する事。
39	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 37の項に掲げる愛知県プール条例及び同条例施行のための愛知県規則に基づく事務に関する事。
40	浄化槽法第5条による勧告に関する事。
41	浄化槽法第7条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
42	浄化槽法第12条第1項による勧告並びに同条第2項による改善措置命令及び停止命令に関する事。
43	浄化槽法第12条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
44	浄化槽法第41条第1項による指示に関する事。
45	浄化槽法附則第11条第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
46	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条による改善命令、使用停止及び使用制限に関する事。
47	墓地、埋葬等に関する法律第19条による施設の整備改善命令に関する事。
48	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第8条による診察の勧奨に関する事。

49	健康増進法の規定により市長の権限とされた事務に関すること。
50	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第4項（第10項において準用する場合を含む。）において準用する同条第3項及び第15条第14項による通報に関すること。
51	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項による命令に関すること。
52	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3による検体の採取に関すること。
53	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条から第22条まで、第23条及び第24条の2の規定（第26条により準用する場合を含む。）による健康診断、就業制限、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
54	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）から第30条まで、第36条及び第50条の規定による検体の収去及び採取に係る事務、消毒、駆除、物件に係る措置及び死体の移動制限に係る事務に関すること。
55	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第50条の2第1項、第2項及び第4項による協力の要請及び食事の提供等に関すること。
56	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11から第48条まで、第49条及び第49条の2の規定による新感染症に係る検体の採取、健康診断、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
57	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の12第1項による結核登録票の記録に関すること。
58	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の13による精密検査の実施に関すること。
59	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14による指導に関すること。
60	検疫法第22条第3項による措置の実施に関すること。

	61	予防接種法第5条第1項及び第6条第1項から第3項までの規定による予防接種の実施に関すること。
課長	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
保健管理課長	1	食品衛生法第55条（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の更新に関すること。
	2	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
環境業務課長	1	浄化槽法第7条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項及び附則第11条第1項による指導及び助言に関すること。
	2	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第13条による説明又は資料の提出の要求に関すること。
	3	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。
	4	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。
健康安全課長	1	食品衛生法第55条（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の更新に関すること。
	2	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
	3	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。
	4	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。

(2) 区 長 委 任 規 則
(昭和25年8月19日規則第52号)

1 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 区長に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(4)まで 削除

(5) 使用料、手数料（区役所区政部市民課の職員又は区役所支所長等が補助執行する他区の区長の権限に属する事務に係るものを含む。）及び過料の徴収等に関すること。

(6) 削除

(7) 他の官公署の嘱託にかかわる公課その他の徴収に関すること。

(8) 区役所において支払った過払誤払、その他返納金等の収納に関すること。

(9) 区役所において収入した過納又は誤納金等の充当又は還付に関すること。

(10) 水難救護法の事務に関すること。

(11)及び(12) 削除

(13) 諸証明、閲覧及び奥書証印に関すること。

(14) 墓地、埋葬等に関する法律による埋火葬の許可及び引取者のない死体の埋葬又は火葬に関すること。

(15) 受益者負担金徴収に関すること。

(16) 物品会計に関すること。

(17) 住宅組合法に関すること。

(18) 道路運送車両法第34条による自動車の臨時運行の許可に関すること。

(19) 自衛官の募集に関すること。

(20) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条の規定による被害農林漁業者及び特別被害農林漁業者並びにこれらの損失額の認定に関すること。

(21) 国民健康保険の被保険者資格、被保険者証、保険給付（療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（標準負担額減額差額に係るものを除く。）、保険外併用療養費、療養費（治療用装具に係るものを除く。）、訪問看護療養費及び移送費の支給の審査を除く。）、保険料の賦課徴収その他の同保険実施のための事務（保険

給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。) に関すること。

(21)の2 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。)、後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、後期高齢者医療被保険者証の引渡しその他の同医療実施のための事務に関すること。

(22) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金実施のための事務に関すること。

(23) 区役所講堂の使用許可及び使用料の免除に関すること。

(23)の2 区役所支所講堂の使用許可及び使用料の免除に関すること(西区長に限る。)

(23)の3 区所管の行政財産の使用許可及び使用料の減免に関すること(前2号に規定するものを除く。)

(24) 安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。) に関すること。

(25) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条第2項による勧告に関すること。

(26) 地縁による団体の認可に関すること。

(26)の2 名古屋市コミュニティセンター条例施行細則第6条第1項によるコミュニティセンターの管理に関する協定の締結に関すること。

(26)の3 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育及び特例保育に係る利用者負担額等の決定及び徴収(特定保育所における保育に係るものに限る。) に関すること。

(27) 介護保険の被保険者資格、被保険者証、保険給付、保険料の賦課徴収その他の同保険実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、要介護認定等(要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。))、要介護認定等に係る訪問調査の委託、主治の医師に対する意見書料の支払(愛知県国民健康保険団体連合会への支

払の委託に係るものに限る。）、保険給付、第1号事業に要した費用並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費（介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものに限る。）の支払、介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者の指定又は許可等並びに特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に關すること。

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定、介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定、自立支援医療費（育成医療に係るものを除く。）の支給認定（精神保健福祉センターに係るものを除く。）、自立支援給付その他の同法実施のための事務（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託、自立支援給付等に係る指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払、指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関に対する報告の命令等並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に係るものを除く。）に關すること。

(29) 児童福祉法による障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の通所給付決定、障害児入所給付費の入所給付決定、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の申請の受付及び支払その他の給付事務（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に対する障害児通所給付費等の支払に係るものを除く。）に關すること。

(30) 母子保健法による妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付及び低体重児出生の届出の受理に關すること。

附 則（略）

(3) 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則
(平成12年3月31日教育委員会規則第4号)

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則（昭和28年名古屋市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、この規則を制定する。

第2条 次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する事務を除く。
- (2) 社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業の実施に関すること。ただし、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。
- (3) 選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施に関すること。

附 則（略）

(4) 社会福祉事務所長委任規則

(昭和40年3月27日規則第26号)

社会福祉事務所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第51号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、社会福祉事務所長に委任する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで及び第62条第3項による保護の決定、実施、変更、停止及び廃止並びに同条第4項による弁明の機会の付与に関すること。
- (2) 生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
- (2)の2 生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に関すること。
- (2)の3 生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
- (2)の4 生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
- (3) 生活保護法第63条及び第77条から第78条の2までによる費用等の返還及び徴収に関すること。
- (4) 生活保護法第76条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条による遺留金品の処分に関すること。
- (4)の2 生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
- (5) 生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
- (6) 生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
- (6)の2 生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6による措置に関すること。
- (8) 児童福祉法第22条による助産の実施に関すること。
- (8)の2 児童福祉法第23条による母子保護の実施に関すること。
- (8)の3 児童福祉法第24条による保育の利用に関すること。
- (8)の4 児童福祉法第25条第1項による通告の受付に関すること。
- (8)の5 児童福祉法第25条の6による児童の状況の把握に関すること。
- (8)の6 児童福祉法第25条の7第1項による措置に関すること。
- (8)の7 児童福祉法第30条第3項による児童の相談に関すること。
- (8)の8 児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関すること。
- (9) 児童福祉法第56条による費用の徴収（第27条による措置に係るものに限る。）に関する

ること。

(9)の2 児童福祉法第56条による助産の実施に係る費用の額の決定及び徴収に関すること。

(9)の3 児童福祉法第56条第2項による費用（第51条第4号及び第5号に規定する費用に限る。）の額の決定及び徴収に関すること。

(9)の4 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正前の児童福祉法第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の徴収（市立の保育所に係る徴収を除く。）に関すること。

(9)の5 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項による通告の受付に関すること。

(9)の6 児童虐待の防止等に関する法律第8条第1項による児童の安全確認に関すること。

(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号による母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号による父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。

(10)の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第6条の5（同令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）による教育訓練講座の指定に関すること。

(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関すること。

(12) 老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。

(13) 老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関すること。

(14) 老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関すること。

(14)の2 老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関すること。

(14)の3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条第1項及び第2項による通報に関すること。

(14)の4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第1項による届出の受理及び措置に関すること。

(14)の5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項によ

る立入調査に関すること。

(15) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条による措置に関すること。

(16)から(18)まで 削除

(19) 身体障害者福祉法第23条による売店の設置等に関する協議等に関すること。

(20) 身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定及び徴収に関すること。

(21) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の3第2項、第15条の4並びに第16条第1項及び第2項による措置に関すること。

(22) 知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関すること。

(23) 知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定及び徴収に関すること。

(23)の2 知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関すること。

(24) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に関すること（支出決定及び不正利得金の徴収に関するものを除く。）。

(24)の2 名古屋市ひとり親家庭手当条例（平成18年名古屋市条例第16号）によるひとり親家庭手当に関すること（支出決定及び不正利得金の徴収に関するものを除く。）。

(25) 削除

(26) 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）による掛金の徴収に関すること。

(27) 配当予算の執行に関すること。

(27)の2 身体障害者自動車運転免許取得補助金及び身体障害者自動車改造補助金の交付に関すること。

(28) 社会福祉事務所の所管事項に係る証明に関すること。

(29) 前号の証明の手数料に係る名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）第6条による免除に関すること。附 則（略）

(5) 名古屋市社会福祉事務所処務規程
(平成3年4月1日達第18号)

名古屋市社会福祉事務所処務規程（昭和25年名古屋市達第17号）の全部を改正する。

第1条 社会福祉事務所は、当該社会福祉事務所の所管区域を所管区域とする区役所に属し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活保護法に関すること。
- (2) 老人福祉法に関すること。
- (3) 児童福祉法に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法に関すること。
- (5) 知的障害者福祉法に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (7) 児童扶養手当法に関すること。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。
- (9) 児童手当（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関すること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による被害者の自立支援に関すること。
- (11) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (12) その他社会福祉事業に関すること。

2 社会福祉事務所支所は、当該社会福祉事務所支所の所管区域を所管区域とする区役所支所に属し、前項第1号から第10号まで及び第12号に掲げる事務をつかさどる。

第2条 社会福祉事務所に所長及びその補助組織を、社会福祉事務所支所に支所長及びその補助組織を設ける。

2 所長は、区長の職にある者を、支所長は、区役所支所長の職にある者をもって充てる。

3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、区役所の保健福祉センター福祉部長がその職務を代理する。

第3条 前条第1項の補助組織は、社会福祉事務所にあっては区役所の保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）を、社会福祉事務所支所にあっては区役所支所の区民福祉課をもって充てる。ただし、区役所の企画経理室の職員は、予算の執行に関する事務を補助執行するものとする。

附 則（略）

(6) 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの
推進に関する規則（昭和58年4月15日規則第61号）

（目的）

第1条 区の所管区域内の事務事業（以下「事務事業」という。）の計画及び実施に関し、区役所、局、事務所及び事業所相互の連絡調整を円滑にして区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進と行政効果の向上に資することを目的とする。

（区における総合行政の推進）

第2条 区長は、区民の区政への参画を推進し、区政の総合的な企画及び局、事務所若しくは事業所（以下「事務所等」という。）又は関係機関との調整を行うことにより総合行政の推進を図らなければならない。

2 区民会議、区政推進会議その他区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等は、区における総合行政の推進に資するように運営されなければならない。

3 局長は、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

（区の特性に応じたまちづくり）

第3条 区長は、区民の区政への参画及び歴史、風土等の区の特性に応じたまちづくりを推進するものとする。

（計画への参画）

第4条 局長は、基本計画、短期計画その他主要な事務事業の計画を策定するに当たっては、関係区長から意見を聴取し、その反映に努めるものとする。

（予算の要望）

第5条 区長は、地域的な課題に対応するため必要な事務事業について、その予算化を要望することができる。

2 局長は、区長からの要望について留意し、その実現に努めるものとする。

（協議）

第6条 局長は、毎年度、事務事業の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、関係区長に説明するとともに、その事務事業を実施するに当たっては、関係区長と連絡又は協議をするものとする。この場合において、局長は、区長に対し、必要な資料及び情報を提供し、会議への出席を求める等区長の意見が十分に反映されるよう配慮するものとする。

2 区長は、事務事業について、必要があると認めるときは、関係局長に協議を求めること

ができる。

(説明要求等)

第7条 区長は、事務事業について、関係局長又は事務所等の長（以下「関係局長等」という。）に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(スポーツ市民局長の調整措置)

第8条 スポーツ市民局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき、又は関係区長若しくは局長より要請のあったときは、助言、提案等の調整措置を講ずることができる。

(要請及び指示)

第9条 区長は、住民の苦情若しくは要望の処理に関し特に必要があり、かつ、緊急を要すると認めるとき、又は区政推進会議において必要と認めたときは、関係局長等に必要な要請若しくは事務所等の長に指示を行い、又は関係局長等とチームを編成することができる。

(区長の要請又は指示に対する措置)

第10条 前条の要請を受けた関係局長等又は指示を受けた事務所等の長は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を区長に通知しなければならない。

(地域の課題の把握及び対応)

第11条 区長は、区における総合行政の推進に当たっては、区役所の職員に担当の地域を割り当てる地域担当制等多様な手段により地域の課題や意向を把握し、その対応に努めるものとする。

(区民会議)

第12条 区長は、区民の区政への参画を推進し、区の将来の方向性等に関し意見を聴取するため、区民会議を開催するものとする。

(区政推進会議)

第13条 区における総合行政の推進を図るため、各区に区政推進会議を置く。

2 区政推進会議は、区長及び次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 環境事業所長
- (2) 土木事務所長
- (3) 消防署長
- (4) その他区長が必要と認める者

3 区政推進会議は、区長が主宰する。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（略）

(7) 区における総合行政及び区の特性に応じた
まちづくりの推進に関する実施細目の制定について(依命通達)
(昭和58年4月30日58依命通達第5号)

昭和58年4月15日付けで区における総合行政の推進に関する規則(昭和58年名古屋市規則第61号)が公布された。このことに伴い、区における総合行政の推進に関する実施細目が次のように定められたので、的確に処理されたい。

このことを命により通知する。

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する実施細目

第1章 総則

(趣旨)

第1 この実施細目は、区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則(昭和58年名古屋市規則第61号。以下「規則」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 規則第1条に規定する「局」とは、名古屋市事務分掌条例(昭和22年名古屋市条例第16号)第1条の局及び室、会計室、上下水道局、交通局、消防局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局並びに市会事務局をいう。

2 規則第1条、第2条及び第6条に規定する「事務所」及び「事業所」とは、前項に規定する局の公所をいう。

3 規則第2条以下に規定する「局長」とは、第1項に規定する局の長をいう。

第2章 区民会議

(聴取事項)

第3 区長は、区民会議において、次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 区の将来の方向性に関すること。
- (2) 区政運営方針に関すること。
- (3) 区まちづくり基金による事業に関すること。
- (4) その他区政全般に関し、区長が必要と認めること。

(会議)

第4 区民会議は、原則として毎年度1回以上開催するものとする。

2 区民会議は、区長が招集する。

(出席の要請)

第5 区長は、必要があると認めるときは、区民会議に区政に関係がある者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(聴取事項の尊重)

第6 区長は、区民会議において意見を聴取した事項については、その内容を尊重するものとする。

(庶務)

第7 区民会議の庶務は、企画経理課において処理する。

(委任)

第8 この章に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

第3章 区政推進会議

(協議事項)

第9 区政推進会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 区における事務事業の計画及び実施並びにこれらの調整に関すること。
- (2) 住民の苦情又は要望の処理の調整に関すること。
- (3) 広報広聴に関すること。
- (4) 地域活動の振興に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(区政推進会議)

第10 区政推進会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 区政推進会議は、区長が招集する。

(部会)

第11 区政推進会議に、特定の事項を協議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき構成員は、区長が指名する。

3 部会は、区長が招集する。

(出席の要請)

第12 区長は、必要があると認めるときは、区政推進会議又は部会に、協議事項に関係のある局又は区の職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第13 区長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある国、県等の出先機関の長又は区内の公共的団体の長に対し、区政推進会議又は部会への出席を要請することができる。

(協議事項の尊重)

第14 区政推進会議の構成員は、区政推進会議及び部会において協議が整った事項については、その調整の結果を尊重して、それぞれ所管する事務事業を処理するものとする。

(幹事会)

第15 区政推進会議に協議事項を整理するため幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 企画経理課長

(2) 区政推進会議の構成員の属する公所の庶務担当課長

(3) その他区長が必要と認める者

3 幹事会は、区長が招集する。

(庶務)

第16 区政推進会議の庶務は、企画経理課において処理する。

(委任)

第17 この章に定めるもののほか、区政推進会議の運営に関し必要な事項は、区長が区政推進会議に諮って定める。

附 則 (略)

(8) 区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則

(昭和44年8月16日規則第71号)

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例に定めるもののほか、区役所講堂及び区役所支所講堂(以下「講堂」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 講堂は、市民の集会その他各種行事を行なう者に対して、区行政遂行に支障のない範囲において使用させるものとする。

(使用の許可)

第3条 講堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

第4条 第3条第1項の許可を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、行事の内容及び進行予定時間表を記載した行事計画書を添付しなければならない。

3 第1項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前3月の初日から使用日前2週間までの間に行なわなければならない。ただし、市長が特に必要な事由があると認めた場合は、この限りでない。

4 使用許可は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用許可書(第2号様式)を交付することによって行なうものとする。

(使用許可の取消等)

第5条 講堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可の条件を変更し、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 第3条第2項各号の一に該当することが明らかとなったとき。

- 2 市長において緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。

(使用日及び使用時間)

第6条 12月26日から翌年の1月5日までの間は、講堂を使用させない。

- 2 講堂を使用することができる時間は、別表1のとおりとする。

(使用料)

第7条 講堂及び附属設備の使用料は、別表2及び別表3のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、使用日前10日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額を還付する。

(1) 使用者の責に帰することのできない事由によって使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用日前7日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用料の免除)

第8条 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するときは、前条第1項に規定する使用料を免除する。

- 2 前項の規定により免除を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用料免除申請書(第3号様式)を区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書に添えて市長に提出しなければならない。

附 則(略)

別表1

使用区分	時間
午前	午前9時から午後0時30分(中区の講堂にあつては正午)まで
午後	午後1時から午後4時30分まで
午前午後	午前9時から午後4時30分まで
夜間	午後5時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで
午後夜間	午後1時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで
1日	午前9時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで

別表2

使用区分	講堂の使用料の額		
	第1種	第2種	冷暖房加算料

午前	30,000円	4,200円	1,300円
午後	35,000	4,200	1,300
午前午後	58,500	8,400	2,600
夜間	40,000	6,700	1,300
午後夜間	67,500	10,900	2,600
1日	84,000	13,500	3,900
備考			
講堂の使用料の額の区分は、次のとおりとする。			
第1種 中区の講堂			
第2種 千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区の講堂並びに西区役所山田支所講堂			
冷暖房加算料 夏期において冷房を行い、又は冬期において暖房を行った場合に徴収する。ただし、中区の講堂を除く。			

別表 3

分類	附属設備の名称	単位	使用料の額	備考
楽器	グランドピアノ	1台	2,000円	調律は、使用者の負担とする。
	たて型ピアノ	1台	1,000	調律は、使用者の負担とする。
音響設備	マイクロホン	1本	300	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500	
	テープレコーダー	1台	300	
	レコードプレーヤー	1台	300	
照明設備	照明装置	1式	1,000	ボーダーライト 1式 フットライト 1式 ホリゾンライト 1式 シーリングスポットライト 1式 サスペンションスポットライト 1式
	スポットライト	1台	200	
	ピンスポットライト	1台	500	

映写設備	16ミリ映写機（中区の講堂に限る。）	1式	2,000	スクリーン付 映写技術者は、使用者の負担とする。
	スクリーン	1式	500	
その他の設備	金びょうぶ	1双	400	
備考 使用料の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に2を乗じて得た額、1日の区分による使用にあってはこの表の額に3を乗じて得た額とする。				

第1号様式

区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書 年 月 日 (宛先)名古屋市 区長 (申込者)住所(団体の場合は所在地) (ふりがな) 氏 名(団体の場合は名称及び代表者氏名) 生年月日(団体の場合は代表者の生年月日) 電話 — 区役所講堂 区役所支所講堂					
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日)		時	分から 分まで	
使 用 目 的		行事名			
講堂使用当日 責任者(氏名)		入場予 定人員	名	入場料又は会費 の徴収の有無	有・無 (円)
※ 使 用 料 合 計	円 年 月 日 収納	※ 講 堂 使 用 料		円	
		※ 附 属 設 備 使 用 料		円	
		※ 冷 暖 房 加 算 料		円	
講 堂 附 属 設 備 区 分					

- (注) 1 入場料又は会費の徴収の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消し等を行います。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

第2号様式

(表)

指令 第 号 区役所講堂及び区役所支所講堂使用許可書 住 所 氏 名 年 月 日申込みのありました講堂の使用については、裏面の条件を付けて許可します。 年 月 日 名古屋市 区長 印			
使 用 日 時	年 月 日 時 分 (曜 日) 時 分		
使 用 目 的		行事名	
講堂使用当日 責任者(氏名)			
使 用 料 合 計	円	講 堂 使 用 料	円
		附属設備使用料	円
		冷暖房加算料	円
そ の 他			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

使用許可の条件

(裏)

(使用許可の取消など)

第1 次の場合は、使用許可の条件の変更や使用の停止をしたり、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則やこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがあることが明らかとなったとき。
- (3) 営利を目的とすることが明らかとなったとき。
- (4) 管理上支障があることが明らかとなったとき。
- (5) その他区長が不相当と認めるに至ったとき。

2 緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が起きたときは、使用の許可を取り消すことがあります。

(使用料)

第2 使用料は、使用日の前日から数えて10日前までに納めてください。

2 納めていただいた使用料は、次の場合を除いて、お返しできません。

- (1) 使用許可を受けた方(以下「使用者」といいます。)の責任ではない理由によって使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用日の前日から数えて7日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡などの禁止)

第3 使用者は、使用の権利を譲渡したり、転貸してはいけません。

(禁止行為)

第4 講堂では、次の行為をしてはいけません。

- (1) 決められた場所以外で喫煙したり、その他火気を使用すること。
- (2) 許可を受けずに飲食したり、物品を販売すること。
- (3) 使用を許可されていない部屋や附属設備を使用すること。
- (4) でい酔者や伝染性疾患のある方が入場すること。
- (5) ペットなどの動物を伴って入場すること。
- (6) 騒音や大声を出したり、暴力を振るうなど、他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 入場定員を超えて入場させること。

2 区役所及び区役所支所の庁舎や敷地内では、区長の許可を受けずに、立札を立てたり、ポスター、はり紙などを掲示してはいけません。

(会場の設営、片付けなど)

第5 会場の設営にあたっては、係員の指示に従ってください。

2 使用後は係員に連絡し、講堂や使用した附属設備を速やかに元通りにしてください。使用の停止や使用許可の取消を受けた場合も同様です。

3 使用後の講堂や附属設備の清掃などは、係員の指示に従い、使用者の責任で行ってください。

(使用時間)

第6 許可された使用時間には、準備から片付け、清掃までの時間を含みますので、これらの作業を含めて時間内に終了してください。

(損害賠償)

第7 講堂の施設や附属設備などを壊したり、亡くしたりした場合は、損害の賠償をしていただきます。

(係員の入場)

第8 職務上の必要があるときは、係員が使用中の講堂に入ることがあります。

(使用者の特別の設備)

第9 使用者が特別の設備をするときは、区長の許可を受けてください。

第3号様式

区役所講堂及び区役所支所講堂使用料免除申請書 年 月 日 (あて先)名古屋市 区長 (申請者)住 所 (団体の場合は所在地) 氏 名 (団体の場合は名称及び代表者氏名) 次のとおり使用料の免除を申請します。	
使 用 年 月 日	
行 事 名	
免除を受けようとする理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。